

補助対象経費の算定例

(例1)

- ・ 9月の検査実施回数：3,600件（抗原定性検査2,000件、PCR検査1,600件）
- ・ 9月の検査拠点稼働日数：26日
- ・ 実施事業者の仕入の情報

【抗原定性検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.8.20	1,000	200	200,000
R4.9.1	1,600	200	320,000
R4.9.5	1,300	800	1,040,000
R4.9.20	1,000	800	800,000
合計		2,000	2,360,000

【PCR検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.8.18	6,000	40	240,000
R4.8.22	5,000・7,000・8,000	60（各20）	400,000
R4.9.1	5,000	380	1,900,000
R4.9.13	7,000	280	1,960,000
R4.9.19	8,000	80	640,000
R4.9.20	6,000	760	4,560,000
合計		1,600	9,700,000

(1) 抗原定性検査のキット仕入原価に関する計算

① 月単位の補助上限額の計算：

$$1,500（単価） \times 2,000（個数） = 3,000,000 \text{ 円}$$

② 実際の仕入原価の計算：

$$1,000（仕入単価） \times 200（個数） + 1,600（仕入単価） \times 200（個数） \\ + 1,300（仕入単価） \times 800（個数） + 1,000（仕入単価） \times 800（個数） = 2,360,000 \text{ 円}$$

③ ①と②のより小さい額 $\Rightarrow 2,360,000 \text{ 円} \dots a$

(2) PCR検査のキット仕入原価に関する計算

《仕入日がR4.8.31以前分》

① 月単位の補助上限額の計算：

$$7,000（単価） \times （40 + 20 + 20 + 20）（個数） = 700,000 \text{ 円}$$

② 実際の仕入原価の計算：

$$6,000（仕入単価） \times 40（個数） + 5,000（仕入単価） \times 20（個数） + 7,000（仕入単価） \times 20（個数） \\ + 8,000（仕入単価） \times 20（個数） = 640,000 \text{ 円}$$

③ ①と②のより小さい額 $\Rightarrow 640,000 \text{ 円} \dots b$

《仕入日が R4. 9. 1 以降分》

① 1日当たりの総検査回数の確認：

R4. 9. 1 以降に仕入れた検査キットを使用した検査回数（抗原定性検査と PCR 検査の合計（3, 300 回）が、 $100（回/日） \times 26（稼働日数） = 2, 600$ 回を超えるため、**「1日当たりの総検査回数が、100回を超える場合」**に該当

② 月単位の補助上限額の閾値を計算：

$$50（回/日） \times 26（稼働日数） \times 1, 500 / 3, 300（R4. 9. 1 以降に仕入れたキットを使用した検査回数のうち PCR 検査割合） \\ = 590. 90 \doteq 590（小数点以下は切捨て） \dots \text{閾値①}$$

$$100（回/日） \times 26（稼働日数） \times 1, 500 / 3, 300（R4. 9. 1 以降に仕入れたキットを使用した検査回数のうち PCR 検査割合） \\ = 1181. 81 \doteq 1, 181（小数点以下は切捨て） \dots \text{閾値②}$$

③ 月単位の補助上限額の計算：

$$7, 000（単価） \times 590（閾値①） + 5, 000（単価） \times 591（閾値② - ①） \\ + 3, 000（単価） \times 319（R4. 9. 1 以降に仕入れたキットを使用した PCR 検査回数 - 閾値②） = 8, 042, 000 円$$

④ 実際の仕入原価の計算：

$$5, 000（仕入単価） \times 380（個数） + 7, 000（仕入単価） \times 280（個数） + 8, 000（仕入単価） \times 80（個数） \\ + 6, 000（仕入単価） \times 760（個数） = 9, 060, 000 円$$

⑤ ③と④のより小さい額 $\Rightarrow 8, 042, 000$ 円 $\dots \text{c}$

(3) 各種経費等の計算

① 月単位の補助上限額の閾値を計算：

$$50（回/日） \times 26（稼働日数） = 1, 300 \dots \text{閾値①}$$

$$100（回/日） \times 26（稼働日数） = 2, 600 \dots \text{閾値②}$$

② 月単位の補助額の計算：

$$2, 500（円/回） \times 1, 300（閾値①） + 1, 800 円（円/回） \times 1, 300（閾値② - 閾値①） \\ + 1, 100 \times 1, 000（R4. 9 月の総検査回数 - 閾値②） = 6, 690, 000 円$$

③ ②の額 $\Rightarrow 6, 690, 000$ 円 $\dots \text{d}$

(4) 検査実施分の補助額（9月分）

$$a + b + c + d = 17, 732, 000 円$$

(例2)

- ・ 9月の検査実施回数：800件（抗原定性検査500件、PCR検査300件）
- ・ 9月の検査拠点稼働日数：20日
- ・ 実施事業者の仕入の情報

【抗原定性検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.9.15	1,600	500	800,000
合計		500	800,000

【PCR検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.9.1	5,000	300	1,500,000
合計		300	1,500,000

(1) 抗原定性検査のキット仕入原価に関する計算

① 月単位の補助上限額の計算：

$$1,500 \text{ (単価)} \times 500 \text{ (個数)} = 750,000 \text{ 円}$$

② 実際の仕入原価の計算：

$$1,600 \text{ (仕入単価)} \times 500 \text{ (個数)} = 800,000 \text{ 円}$$

③ ①と②のより小さい額 ⇒ 750,000円・・・a

(2) PCR検査のキット仕入原価に関する計算

《仕入日がR4.9.1以降分》

① 1日当たりの総検査回数の確認：

R4.9.1以降に仕入れた検査キットを使用した検査回数（抗原定性検査とPCR検査の合計（800回））が、 $50 \text{ (回/日)} \times 20 \text{ (稼働日数)} = 1,000 \text{ 回}$ より小さい値のため、「1日当たりの総検査回数が、50回以下の場合」に該当

② 月単位の補助上限額の計算：

$$7,000 \text{ (単価)} \times 300 \text{ (回数)} = 2,100,000 \text{ 円}$$

③ 実際の仕入原価の計算：

$$5,000 \text{ (仕入単価)} \times 300 \text{ (個数)} = 1,500,000 \text{ 円}$$

④ ①と②のより小さい額 ⇒ 1,500,000円・・・b

(3) 各種経費等の計算

① 月単位の補助額の計算：

$$2,500 \text{ (円/回)} \times 800 = 2,000,000 \text{ 円}$$

② ②の額 ⇒ 2,000,000円・・・c

(4) 検査実施分の補助額（9月分）

$$a + b + c = 4,250,000 \text{ 円}$$

(例3)

- ・ 9月の検査実施回数：1,400件（抗原定性検査700件、PCR検査700件）
- ・ 9月の検査拠点稼働日数：20日
- ・ 実施事業者の仕入の情報

【抗原定性検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.9.15	1,600	700	1,120,000
合計		700	1,120,000

【PCR検査キット】

仕入日	仕入単価	仕入数	仕入額
R4.9.1	5,000	700	3,500,000
合計		700	3,500,000

(1) 抗原定性検査のキット仕入原価に関する計算

- ① 月単位の補助上限額の計算：
 $1,500$ （単価） \times 700 （個数） $=1,050,000$ 円
- ② 実際の仕入原価の計算：
 $1,600$ （仕入単価） \times 700 （個数） $=1,120,000$ 円
- ③ ①と②のより小さい額 $\Rightarrow 1,050,000$ 円・・・**a**

(2) PCR検査のキット仕入原価に関する計算**《仕入日がR4.9.1以降分》**

- ① 1日当たりの総検査回数の確認：
R4.9.1以降に仕入れた検査キットを使用した検査回数（抗原定性検査とPCR検査の合計（1,400回））が、
 50 （回/日） \times 20 （稼働日数） $=1,000$ 回以上、かつ、 100 （回/日） \times 20 （稼働日数） $=2,000$ 回以下のため、
「1日当たりの総検査回数は、50回を超え、かつ、100回以下の場合」に該当
- ② 月単位の補助上限額の閾値を計算：
 50 （回/日） \times 20 （稼働日数） \times $700/1,400$ （R4.9.1以降に仕入れたキットを使用した検査回数のうちPCR検査割合）
 $=500$ ・・・閾値①
- ③ 月単位の補助上限額の計算：
 $7,000$ （単価） \times 500 （閾値①） $+5,000$ （単価） \times 200 （R4.9.1以降に仕入れたキットを使用したPCR検査回数－閾値①）
 $=4,500,000$ 円
- ④ 実際の仕入原価の計算：
 $5,000$ （仕入単価） \times 700 （個数） $=3,500,000$ 円
- ⑤ ③と④のより小さい額 $\Rightarrow 3,500,000$ 円・・・**b**

(3) 各種経費等の計算

- ① 月単位の補助上限額の閾値を計算：
 50 （回/日） \times 20 （稼働日数） $=1,000$ ・・・閾値①

別紙3

② 月単位の補助額の計算：

$$2,500 \text{ (円/回)} \times 1,000 \text{ (閾値①)} + 1,800 \text{ 円 (円/回)} \times 400 \text{ (R4.9月の総検査回数 - 閾値①)} = 3,220,000$$

③ ②の額 \Rightarrow 3,220,000 円 $\cdot \cdot \cdot$ c

(4) 検査実施分の補助額 (9月分)

$$a + b + c = 7,770,000 \text{ 円}$$